

健感発 0108 第 2 号

平成 28 年 1 月 8 日

〔二種病原体等所持者〕
〔三種病原体等所持者〕 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

特定病原体等の取扱いに係る法令遵守の徹底について

平素より病原体等の適切な管理等について、ご協力賜り感謝いたします。

今般、二種病原体等（0.1mg を超えたボツリヌス毒素）の運搬について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 27 の規定に基づく都道府県公安委員会への運搬の届出及び運搬証明書の交付を受けることなく運搬を行っていた事案が発生しました。

当該事案においては、当該病原体等の盗難や感染者の発生等の事故は生じませんでした。が、法定の手続きを怠った不適切な取扱いは事故発生リスクを高めます。

ついては、本事例を踏まえ、下記事項を中心に、貴事業所における二種及び三種病原体等の取扱いについて、関係職員に対し注意喚起を行い、法令遵守を徹底されるようお願いいたします。

また、感染症発生時の検査実施など、危機管理対応のため二種又は三種病原体等を所持している施設以外において、今後病原体等を使用する具体的な計画がない場合は、適正管理の徹底とあわせて、現在所持している病原体等の廃棄について検討願います。

記

- 1 二種又は三種病原体等を事業所の外において運搬する場合は、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならないこと。
- 2 二種又は三種病原体等を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならないこと。
- 3 特定病原体等の運搬に係る容器、標識その他の運搬に関する基準については、「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準（平成 19 年厚生労働省告示第 209 号）」を厳守すること。

(別 紙)

- 4 「届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 5 号）」や「特定病原体等の安全運搬マニュアル」、「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル」等を遵守すること。
- 5 感染症発生予防規程の内容を改めて確認するとともに、特定病原体等の運搬に関する手順書には 0.1mg 以下のボツリヌス毒素等の規制対象外の病原体等の取扱いについても整備するよう努めること。

以上